

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	高齢者の福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、国手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山形県新庄市長

## 公表日

令和5年1月31日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の福祉に関する事務
②事務の概要	<p>老人福祉法等の規定に則り 高齢者台帳の管理、施設措置の判定、負担額の決定、費用徴収管理業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下において使用する。</p> <p>①申請書や届出書の確認 ②施設措置の判定に必要な各種情報の照会 ③負担額の決定に必要な各種情報の照会 ④扶養義務者情報の照会</p>
③システムの名称	高齢者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者台帳ファイル 施設措置情報ファイル 費用徴収情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第41項並びに内閣府・総務省令第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び  [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークシステムによりう提供は行わない。)  [情報照会の根拠] 別表第二の第61、62項並びに内閣府・総務省令第32条、第33条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月4日	5	成人福祉課長 佐藤信行	成人福祉課長 加藤美喜子	事後	人事異動による変更
平成29年7月4日	II しきい値判断 1と2	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月19日	5	成人福祉課長 加藤美喜子	成人福祉課長 青山 左絵子	事後	人事異動による変更
平成30年6月19日	II しきい値判断 1	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成30年6月19日	II しきい値判断 1と2	平成29年3月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断 1と2	平成30年5月31日	令和1年5月31日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2~7 〔十分である〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	